

## 大同大学同窓会支援組織に関する規程

---

### (趣旨)

第1条 大同大学同窓会(以下「本会」という。)会則第2条第3項ならびに第37条に基づき、支援組織の設立ならびに活動に関することは、この規程の定めるところによる。

### (目的)

第2条 本規程は、前条に関して必要な事項を定め、適正な運用を図ることを目的とする。

### (支援組織の義務)

- 第3条 支援組織は、本会の目的に沿って活動を行わなければならない。
- 2 支援組織は、永続的に活動できる組織とし、常に新規会員獲得のための広報をしなければならない。
  - 3 支援組織は、本会会務および他の支援組織の執行支援をしなければならない。
  - 4 支援組織は、支援組織の総会を原則毎年開催しなければならない。

### (支援組織の構成)

第4条 支援組織は、都道府県市区町村等の地域単位における在住者同士の組織および入学年、学科・専攻、クラブ、サークル、職場などの共通項のある組織で本会会員をもって構成する。

### (支援組織の設立)

- 第5条 本会会員は支援組織の設立を本会に申し出ることができる。ただし、既に存在する支援組織と重複する構成による申請は原則認めない。
- 2 支援組織の設立の申請は、代表者および副代表者(以下「役職者」という。)を含めた支援組織を構成する10名以上の賛同を必要とする。
  - 3 支援組織の設立の申請にあたり、別表(1)に定める大同大学同窓会【支援組織】設立申請書(以下「別表(1)」という。)に必要事項を記載のうえ、本会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。
  - 4 支援組織の名称は、支援組織を構成する内容がわかる名称としなければならない。
  - 5 支援組織の設立は、別表(1)に基づき、執行委員会において審議し、総会で承認する。

### (規約の制定)

- 第6条 支援組織の設立にあたり、支援組織の規約を制定し、執行委員会の承認を得る。
- 2 支援組織の規約の改廃は、支援組織の総会における議決を本会に書類にて報告する。

### (支援組織の代表者の選出)

- 第7条 支援組織の設立にあたり、支援組織の役職者を各1名選出する。
- 2 役職者は、執行委員会において審議し、総会で承認する。

### (役職者の交代)

第8条 役職者の交代については、別表(2)に定める大同大学同窓会【支援組織】役職者交代届(以下「別表(2)」という。)を本会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

- 2 役職者の交代については、執行委員会において審議し、総会で承認する。

#### (役職者の義務)

- 第9条 支援組織の代表(以下「代表」という。)は、支援組織の円滑な運営を図るために、支援組織の活動を掌握しなければならない。
- 2 代表は、本会総会および支援組織連絡協議会(以下「協議会」という。)に参加しなければならない。
  - 3 代表は、支援組織を構成する会員(以下「支援組織会員」という。)に対して、支援組織の会務報告をしなければならない。
  - 4 代表は、別表(3)に定める大同大学同窓会【支援組織】活動総括書、および別表(4)に定める大同大学同窓会【支援組織】活動次年度事業計画書を、毎年度末までに本会事務局(以下「事務局」という。)に提出しなければならない。
  - 5 支援組織の副代表は、代表が職務を遂行できない場合に、代表の職を代行しなければならない。

#### (代表委員の選出)

- 第10条 支援組織の設立にあたり、代表委員1名を選出する。
- 2 選出された代表委員は、総会において承認する。
  - 3 役職者は、代表委員を兼務することができる。
  - 4 代表委員は、代表委員会に参加しなければならない。

#### (代表委員の交代)

- 第11条 支援組織の代表委員の交代については、別表(2)を会長に提出しなければならない。
- 2 支援組織選出の代表委員の交代については、支援組織の総会における議決を本会に書類にて報告する。
  - 3 代表委員の交代は、総会において承認する。

#### (支援組織の継続)

- 第12条 支援組織の継続について、5年に一度、別表(5)に定める大同大学同窓会【支援組織】活動継続確認書(以下「別表(5)」という。)を会長に提出しなければならない。
- 2 別表(5)には、役職者を含めた支援組織の会員10名以上の賛同を必要とする。
  - 3 前項に定める別表(5)が提出されない場合は、執行委員会の判断により、支援組織を解散させることができる。

#### (支援組織の活動支援)

- 第13条 支援組織は、支援組織会員のすべてを対象とした総会及び活動(以下「企画」という。)に対し、本会に支援を申し出ることができる。
- 2 支援組織が主催する企画に対する本会の支援は、次のとおりとする。
    - (1)開催告知に関する事務作業  
開催告知は本会ホームページを対象とする。
    - (2)開催案内状の印刷および送付に関する事務作業  
開催案内状は郵便葉書とし、封書での案内は取り扱わない。

- (3)開催案内状の印刷および送付にかかる経費  
経費の対象は郵便葉書とし、封書は対象外とする。
- (4)開催にともなう出欠管理  
①事務局の指定する Web サイトを活用して出欠管理を行う。  
②事務局の指定する Web サイトの閲覧権限は代表に限定する。
- (5)参加者に対する活動援助金の支給  
第 14 条に定めるとおりとする。
- 3 本会による支援を希望する支援組織は、次の書類を事務局に提出しなければならない。なお、書類の未提出あるいは記載事項の不備によっては支援できないことがある。  
①別表(6)に定める大同大学同窓会【支援組織】活動支援申請書(以下「別表(6)」という。)提出期限は、支援組織の活動開催日 1 カ月前迄とする。  
②別表(7)に定める大同大学同窓会【支援組織】活動報告書(以下「別表(7)」という。)提出期限は、支援組織の活動終了後 1 カ月以内とし、別表(7)とあわせて、参加者名簿および集合写真を提出しなければならない。なお、Web 等による非対面(以下「非対面」という。)による参加者については、企画に本人が参加したことがわかる書類(画面キャプチャ等)を提出しなければならない。
- 4 第 9 条に定める役職者の義務が遂行されない場合は、第 2 項記載の企画に対して支援できないことがある。

#### (活動援助金の支給)

- 第 14 条 支援組織の企画に対する活動援助金は、1 組織年間 400,000 円を上限とし、次のとおり支給する。
- ①対面による企画について、企画参加者 1 名につき 5,000 円を支給する。
- ②Web を活用した非対面による企画について、年 1 回の総会を対象として企画にかかる実費を、30,000 円を上限とし支給する。
- ③対面および非対面(Web)を併用する企画については、次のとおり支給する。  
総会(年 1 回): 対面での企画参加者が複数名の場合は、上記②に加えて 1 名につき 5,000 円を支給する。  
総会以外: 対面での企画参加者が複数名の場合は、1 名につき 5,000 円を支給する。
- 2 支援組織の企画は、原則、支援組織に属する会員全体への案内が周知された企画を指し、支援組織の一部会員による打合せ等は該当しない。
- 3 企画参加者とは本会会員のうち一般会員、委託修了会員および学生会員を指し、名誉会長、名誉会員、特別会員および企画参加者の同伴者は含めない。
- 4 複数の支援組織による合同での企画については、協議により活動援助金を分配する。
- 5 活動援助金の支給は、前条第 3 項に定める提出書類に基づき、事務局長が判断する。
- 6 活動援助金は、別表(7)が提出される前の支給は原則認めない。
- 7 活動援助金は、別表(7)により指定された振込先口座に支給する。

#### (支援組織の企画への派遣)

- 第 15 条 支援組織の企画に対する本会会員の派遣は、原則次のとおりとする。
- (1)会長は、支援組織の総会に対して、執行委員会構成員より最大 3 名の派遣を検討し、出張命令することができる。ただし、事務局員は上記 3 名には含めない。

- (2) 支援組織の総会以外の企画に対して、本会会員の派遣は認めない。ただし、執行委員会が承認する企画においてはこの限りとしない。
  - (3) 支援組織の企画に対して、他の支援組織の会員の派遣は認めない。ただし、執行委員会が承認する企画においてはこの限りとしない。
  - (4) 会長は、支援組織の要請により、支援組織の総会への名誉会長、名誉会員および特別会員の派遣を検討することができる。ただし、派遣に伴う旅費等は支援組織の負担とする。
- 2 支援組織の企画に対する出張については、「旅費に関する規程」に定めるとおりとする。
  - 3 支援組織の企画へ出張した執行委員会構成員は、執行委員会で出張報告をしなければならない。

#### (個人情報)

- 第 16 条 支援組織会員の個人情報保護に関することについては、「個人情報保護に関する規程」に定める。
- 2 支援組織の活動において得られた住所変更に関する情報については、本人の同意を得たうえで事務局に提供する。

#### (支援組織の統合)

- 第 17 条 支援組織は、第 4 条に定める他の支援組織と統合することを会長に願い出ることができる。
- 2 統合の対象となるそれぞれの支援組織は、それぞれの支援組織の総会における議決を、書面にて本会に提出しなければならない。
  - 3 統合に際して支援組織の名称を変更する場合は、それぞれの支援組織の総会における議決を、書面にて本会に提出しなければならない。
  - 4 支援組織の統合および統合に伴う支援組織の名称変更については、執行委員会において審議し、総会で承認する。

#### (支援組織の縮小)

- 第 18 条 支援組織は、設立時に申請した組織の構成を縮小することを会長に願い出ることができる。
- 2 組織の構成を縮小する支援組織は、支援組織の総会における議決を、書面にて本会に提出しなければならない。
  - 3 縮小に際して支援組織の名称を変更する場合は、支援組織の総会における議決を、書面にて本会に提出しなければならない。
  - 4 支援組織の縮小および縮小に伴う支援組織の名称変更については、執行委員会において審議し、総会で承認する。

#### (支援組織の解散)

- 第 19 条 支援組織の解散は、支援組織の総会において、参加者の 4 分の 3 以上の承認議決を本会に書類にて報告する。
- 2 支援組織の活動が 3 年以上継続して活動報告等がされない場合は、執行委員会の判断により、支援組織を解散させることができる。
  - 3 支援組織の活動が本会の目的に違反した場合または本会の名誉を著しく傷つける行為をした場合は、執行委員会の判断により、支援組織を解散させることができる。
  - 4 第 2 項および第 3 項の解散については、執行委員会において審議し、総会で承認する。

(財産の処分)

第 20 条 支援組織の解散にともなう残余財産の処分は、本会に寄付する。

(雑則)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、執行委員会において審議し、総会で承認する。

(規程の改廃)

第 22 条 この規程の改廃は、執行委員会において審議し、総会で承認する。

(附則)

第 1 条 この要項は、2023 年 5 月 27 日から施行する。(制定)

第 2 条 「支部に関する規程」および「部会に関する規程」は、この規程の施行の日を以って廃止する。  
ただし、現存する支部・部会は、第 12 条に定める支援組織の継続について、2022 年度大同大学同窓会総会において承認された暫定措置に則り、2024 年度に提出しなければならない。